

【表紙】

|            |                                      |
|------------|--------------------------------------|
| 【提出書類】     | 臨時報告書                                |
| 【提出先】      | 関東財務局長                               |
| 【提出日】      | 2025年 7 月30日                         |
| 【会社名】      | 株式会社gumi                             |
| 【英訳名】      | gumi Inc.                            |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 川本 寛之                        |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都新宿区西新宿四丁目34番 7 号                  |
| 【電話番号】     | 03-5358-5322（代表）                     |
| 【事務連絡者氏名】  | 取締役 本吉 誠                             |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都新宿区西新宿四丁目34番 7 号                  |
| 【電話番号】     | 03-5358-5322（代表）                     |
| 【事務連絡者氏名】  | 取締役 本吉 誠                             |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号） |

## 1【提出理由】

当社は、2025年7月30日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものとあります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2025年7月30日

### (2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、川本 寛之、本吉 誠の各氏を選任するもの

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役として、新井 雄一郎氏を選任するもの

### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項                                    | 賛成数<br>(個) | 反対数<br>(個) | 棄権数<br>(個) | 可決要件 | 決議の結果及び<br>賛成(反対)割合<br>(%) |
|-----------------------------------------|------------|------------|------------|------|----------------------------|
| 第1号議案<br>取締役（監査等委員である取締<br>役を除く。）2名選任の件 |            |            |            |      |                            |
| 川本 寛之                                   | 318,787    | 3,958      | —          | (注)1 | 可決 (98.71%)                |
| 本吉 誠                                    | 319,131    | 3,614      | —          |      | 可決 (98.82%)                |
| 第2号議案<br>監査等委員である取締役1名選<br>任の件          |            |            |            |      |                            |
| 新井 雄一郎                                  | 277,196    | 45,730     | —          | (注)1 | 可決 (85.78%)                |

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

### (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。